

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋1階のエレベータ前（管理区域）において、水溜りを協力企業作業員が発見し、当社社員が現場確認を行ったところ、同建屋3階から1階の各エレベータ前（管理区域）の3箇所において、水溜り（合計約246リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	A	5月25日公表済 (PDF 100KB)

その他：34件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉再循環系ポンプ速度制御用電源装置（B）の冷却装置イオン交換器出口導電率計の点検において、端子台の蓋シール用Oリングが切断していたため、当該Oリングを交換	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ入口ストレーナ用差圧計の点検において、端子箱が破損していたため、当該差圧計を交換	D	
3	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-19）のアクューレータ内窒素ガス圧力計の点検において、窒素ガス充填弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	主蒸気入口母管ドレンレベルスイッチの点検において、スイッチユニットに破損が認められたため、当該スイッチユニットを交換	C	
5	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（02-19、10-15、14-43、30-31）のアクューレータ内窒素ガス圧力計の点検において、窒素ガス充填弁（計4台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の点検において、軸スリーブキーの固定用ビスに損傷が認められたため、当該ビスを交換	D	
7	2号機	原子炉格納容器（ドライウェル）除湿冷却系の冷水ポンプ（C）駆動用電動機の点検において、シャフトの軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
8	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の点検において、ノズルダイヤフラム（3段目上半、5段目下半）の水平継手面に浸食が認められたため、当該部を補修溶接	D	
9	2号機	主復水器（B）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計26本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
10	2号機	タービン補機冷却系の系統復旧に伴う水張り準備作業において、同系配管内の残留水が、点検中の発電機水素冷却器出口母管ドレン弁を經由して床面へリーク（約2リットル、汚染なし）したことが認められたため、対応検討	C	
11	2号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）駆動用電動機の軸受潤滑油冷却器の冷却水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	2号機	所内ボイラ（B）用重油流量積算計に指示値不良が認められたため、当該積算計を点検・調整	D	
13	2号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（C）の軸受接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	タービン建屋スチームドレンサンプ用レベルスイッチの点検において、現場端子台に接続されているケーブル色の配列が、設計図面の記載内容と相違していたため、当該ケーブルを正規の配色となるよう交換	D	
15	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（プロセスモニタ機能検査）の記録確認において、主排気筒放射線モニタ（C）の性能検査記録中の「許容範囲」欄の誤記に関して指摘を受けたため、対応検討	C	
16	3号機	高圧注水系タービン潤滑油タンクのレベル高を示す警報の動作確認試験において、当該警報の発生が確認されなかったため、当該警報回路を点検・修理	D	
17	3号機	ほう酸水注入系ポンプ（B）の駆動部下側シール部に潤滑油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	4号機	タービン建屋地階電気品室内の東側壁面の塗装に一部剥離が認められたため、当該部を塗装修理	D	
19	4号機	原子炉建屋大物搬入口の南側屋外壁面に設置の雨水排水配管用サポートに発錆が認められたため、当該部を補修塗装	D	
20	4号機	屋外主変圧器西側敷設の消火系配管のサポート及びドレン弁に発錆が認められたため、当該部を補修塗装	D	
21	4号機	復水脱塩装置脱塩塔（3）のベント弁、ドレン弁及び逆洗水出口弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（3台）を点検・修理	D	
22	5号機	循環水ポンプ（A、B、C）のポンプ本体と駆動電動機の軸カップリングエリア内への出入口扉に施錠不能が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
23	5号機	廃棄物処理系廃液脱塩器用樹脂出口弁駆動部の制御用空気系油補給器よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	5号機	500kV超高压開閉所設置の碍子洗浄水ポンプ（D）のグランドパッキンに締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	D	
26	6号機	主発電機付属装置の試運転調整試験において、主発電機密封油装置給油ストレーナ差圧高検出用差圧スイッチの動作値に管理値外れが認められたため、当該差圧スイッチを再点検・校正	D	
27	6号機	復水脱塩装置用樹脂の通薬再生用苛性ソーダ貯槽廻り配管の点検において、配管及びサポート部他に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
28	6号機	第2給水加熱器（B）出口弁を開閉操作した際、プロセス計算機の警報記録用プリンタ装置に出力される開閉状態表示が逆に印字されるため、当該弁の開閉表示回路を点検・修理	D	
29	6号機	復水流量再循環調整弁の制御用空気配管接続部に破損が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
30	6号機	復水流量再循環調整弁バイパス弁のグランド押えナット（2個中、1個）の脱落及びグランド部より水のリーク（約11.5リットル、汚染なし）が認められたため、当該ナットを取付	C	
31	6号機	復水流量再循環調整弁バイパス弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
32	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）の機器排気ファン（B）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
33	集中環境施設	所内用空気圧縮機（B）の本体側面カバーに油のにじみが認められたため、当該カバーを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
34	集中環境施設	造粒固化体貯槽の排気放射線モニタ用サンプリングラックのろ紙消費量表示装置の表示文字劣化による判読困難が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで